寿都湾 議会だより

No. 186　令和２年８月
発行／寿 都 町 議 会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 ／FAX 0136-62-3431

令和2年　第2回定例会

令和２年第２回定例会は６月18日招集され、町長の行政報告の後、報告１件、一般質問を行い同日閉会しました。

例の改正１件、単行議案２件、補正予算３件を審議し、意見案３件、選挙１件、条

行政報告

片岡春雄　町長

令和元年度寿都町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の決算について、それぞれ出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

■一般会計
○歳　入
56億８千679万７千円
○歳　出
56億３千681万８千円
○差引額及び実質収支額
４千997万９千円

■国民健康保険事業特別会計
○歳　入
３億５千４万８千円
○歳　出
３億４千340万６千円
○差引額及び実質収支額
664万２千円

■後期高齢者医療特別会計
○歳　入　４千940万４千円
○歳　出　４千900万４千円
○差引額及び実質収支額
40万円

■介護保険事業特別会計
○歳　入
４億５千96万１千円
○歳　出
４億４千280万８千円
○差引額及び実質収支額
815万３千円

寿都保育園では英語指導職員のショーン先生を講師に迎え、
こぶし組の皆さんが英語に親しみました。

■簡易水道事業特別会計

○歳　入
1億2千548万4千円

○歳　出
1億2千377万4千円

○差引額及び実質収支額
171万円

■公共下水道事業特別会計

○歳　入
2億1千494万6千円

○歳　出
2億1千370万8千円

○差引額及び実質収支額
123万8千円

■風力発電事業特別会計

○歳　入
8億8千502万円

○歳　出
8億8千352万4千円

○差引額及び実質収支額
149万6千円

■公営企業会計
（風力発電事業会計）

○収益的収支歳入
148万2千円

○収益的収支歳出
55万7千円

○実質収支額
92万5千円

○資本的収支なし

以上の各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

審議した案件

報告

◆株式会社寿都振興公社第32期経営状況報告

国内経済の情勢、そして「新型コロナウイルス感染症」により、地球規模の健康危機に陥り、経済活動の停滞により世界経済に甚大な影響が及んでおり、ゆべつのゆにおいても、感染拡大防止に努めながら営業を行うこととしております。

また、ゆべつのゆの入館状況では、令和元年度は10万7千人で、前年度は黒松内温泉の改修工事に伴い、12万人を超える好調な伸びでしたが、平常年の利用水準となりました。

売店売上げについては、2千467万9千円で前年対比、210万8千円の減、入館料等収入については、4千29万2千円で前年対比386万6千円の減であり、これは入館者の減によるものです。

寿都アンテナショップ神楽については、元年度の売上げは、レストランが6千600万9千円、鮮魚店が2千444万3千円、合わせて9千45万2千円となっており、経常利益は116万1千円となりましたが、運営補助等がなければ1千856万6千円のマイナスであり、経営の安定化とアンテナショップの役割をより明確に実行可能とするため、町の方針により令和2年3月をもって運営を撤退し、令和2年4月1日より民間会社に引き継がれました。

振興公社全体運営に係る経常利益は163万8千円の決算額で、前年実績に対して231万5千円の減額となり、その主な要因は、一般管理費の人件費に係るものが影響しています。

振興公社の町からの財政的な関与状況は、受託業務として、ゆべつのゆ・活性化センター・弁慶岬トイレ・青少年研修会館で、令和元年度の委託料は、アンテナショップも含めて2千515万円となっています。

振興公社全体の決算状況については、大きくは温泉とアンテナショップの2部門の売上及び受託料収入などで1億7千245万2千円、温泉では雑収入としてバス乗車証発行手数料等、アンテナショップについては、地域おこし協力隊に係る人件費、その他収入を合わせると820万7千円の営業外収益となり、収入合計については、1億8千65万9千円となります。

支出では、売上原価として仕入及び期首の在庫から期末在庫を差引いた棚卸資産を含め5千759万5千円、販売費及び一般管理費に係る費用が1億2千142万6千円、支出合計が1億7千902万1千円となります。

収入1億8千65万9千円から支出1億7千902万1千円を差引き、163万8千円が経常利益となり、この当期利益に前期繰越利益を加えると、173万6千円が次期繰越利益となります。

令和2年度の事業計画では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底に努め、運営主体であるゆべつのゆ運営については、引き続き利用者の拡大と健全運営を図るとともに、町の観光施策と有機的に連携し、顧客満足度を高める取り組みとして、健康・食をテーマに売店の充実等を図り、売上向上と客単価アップにより経営改善に努めることとしております。

振興公社については、適正な管理・運営を担うための環境づくりを、町としましても連携協力し、健全な運営体制に向け推進してまいります。

意見案

令和2年第2回定例会では、総務常任委員会に付託されていた意見書1件の審議結果が「原案のとおり可決すべきもの」と報告され、本会議において、次のとおり可決したほか、意見書2件を審議し、うち1件を可決し関係省庁へ提出いたしました。

◆子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書…原案可決

◆新型コロナウイルスの影響により減収となっている医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し、安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見書……原案可決

◆名護市辺野古の新基地建設断念を求める意見書……原案否決
（賛成3：反対5）

選挙

◆寿都町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

令和2年6月26日で、4年間の任期満了となる選挙管理委員及び同補充員を、議会で選挙（指名推薦）した結果、次の方が当選されました。（敬称略）

●選挙管理委員
高橋　康子（再）
字矢追町
本庄　俊一（再）
字矢追町
亀谷　仁志（再）
字歌棄町歌棄
槌谷　和幸（新）
字磯谷町鮫取澗
●選挙管理委員の補充員
熊谷　信宏（新）
字歌棄町歌棄
下田富紀子（新）
字湯別町上湯別
高橋　晴夫（再）
字磯谷町島古丹
宮川　芳幸（再）
字開進町

条例の改正

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……原案可決

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免の特例について規定するため、所要の改正を行うものです。

単行議案

◆町立学校タブレットの取得……原案可決

令和2年6月12日仮契約に付した、町立学校タブレットを取得する契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法　指名競争入札
・契約の金額　2千2万円
・契約の相手方
寿都郡寿都町字大磯町77番地
株式会社田中電機商会
代表取締役　田中　則之

◆建設機械の取得……原案可決

令和2年6月12日仮契約に付した、ロータリー除雪車を取得する契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法　指名競争入札
・契約の金額　4千785万円
・契約の相手方
虻田郡倶知安町字比羅夫216番地7
北海道川崎建機株式会社
倶知安支店
支店長　十河　徹匡

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算（第4号）……原案可決

予算総額に1千778万9千円を追加し、総額を56億9千459万2千円としました。

●補正の主なもの
・総務費（地域消費拡大推進事業補助金ほか）　1千29万7千円増
・衛生費（下水道事業特別会計操出金）　141万2千円増
・土木費（公共施設修繕料）　480万円増
・教育費（教材用備品）　128万円増

町内消費拡大を図り

カードポイント増加

◆寿都町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）……原案可決

予算総額に82万5千円を追加し、総額を1億8千672万5千円としました。

●補正の主なもの
・総務費（寿都浄水場通報装置取替工事）　82万5千円増

◆寿都町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……原案可決

予算総額に255万円を追加し、総額を1億9千985万円としました。

●補正の主なもの
・総務費（シークリーン寿都主ポンプケーブル取替工事）　55万円増
・施設費（合併処理浄化槽設置工事）　200万円増

意見書可決　関係大臣等へ送付

第2回定例会では2件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。

なお、内容を要約して掲載いたします。

子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書

いま、少子化の進行や子どもの貧困が北海道の喫緊の課題になっています。

2017年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8パーセント、非課税世帯では32.6パーセントと高いことが分かりました。

すべての子どもたちの健康を守るため、お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度の拡充が求められています。

しかし、北海道の子ども医療費助成の通院無料化は3歳未満、その上所得制限や一部負担金があり、他県から比べても大きく遅れており、道内の市町村では中学生や高校生までにと医療費無料化の取り組みが広がっているが地域によって格差があり、道の制度拡充による底上げが求められています。

「子どもの医療費無料化の拡充」は、幅広い道民の願いになっており、子ども達をめぐる厳しい実態からも、一日も早い改善が求められている。

よって、以下について要望します。

記

一、お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度を拡充すること

（提出先）北海道知事

新型コロナウイルスの影響により減収となっている医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し、安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見書

新型コロナウイルスの感染の拡がりによって、医療機関は、感染対策に奔走しています。また、介護事業所は、感染におびえながら介護を提供しています。

医療機関では、①全ての医療機関が、患者が感染を恐れて受診を控えたことにより、患者減となっている。②新型コロナウイルス感染症患者の受入れベッドを空けておく。③医師・看護師の特別な体制を取っている。④一般診察、入院患者受入れ数が縮小している。⑤手術や検査、健康診断の先延ばしやキャンセルが発生するなどが起きています。

介護事業所では、感染を恐れた利用者のキャンセルによる利用者の減や新規の入所者の減少が起きています。

これらのことによって、医療機関も介護事業所も大幅な収入減となっています。

こうした中で、医療機関や介護事業所が事業を継続していくためには、新たな公的資金の導入が不可欠となっています。

よって国においては、新型コロナウイルスの影響により減収となっている医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し、安全・安心の医療・介護を存続していくため、下記のとおり実現することを強く求めます。

記

一、医療機関・介護事業所の昨年度の年収を確保できるように公的資金の導入を図ること

二、医療機関・介護事業所で働く労働者の昨年年収が確保できるように手立てを講ずること

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣官房長官、総務大臣

ここが聞きたい 一般質問

第２回定例会での一般質問では１名の方から２項目について質問がありました。

観光 寿都アンテナショップについて

幸坂　順子　議員

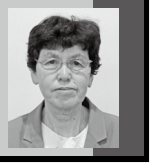

■質　問

寿都アンテナショップについて町長に伺います。

開店から２年半、寿都アンテナショップ「神楽」は経営を民間委託し、６月11日に「寿司処寿都魚一心」としてリニューアルオープンしました。しかし、現状を見たとき、寿都町はアンテナショップからも撤退するべきではないかと考えております。

まずは赤字の問題です。正確には赤字が見込まれるということです。平成30年度には、営業利益はマイナス１千700万円余りでした。

従業員に地域おこし協力隊員を採用しており、その経費は国から交付税措置されております。30年度は、その金額が１千430万円でした。そのほかに町からの運営補助が、740万円出されていました。それで、赤字を穴埋めできたのですが、国からの補助は、令和元年度で終わるため、その分の人件費が経営に重くのしかかってきます。

また、寿都町も運営補助をいつまでも続けるわけにはいきません。そこで、民間に委託して経営の立て直しを図ろうとしたというものです。

道新の記事６月９日付けでは、「アンテナショップ寿都魚一心」と書かれておりました。しかし、現地の看板を見ても現地で配られたチラシを見ても、寿都アンテナショップを印象付けるものはありません。あの、神楽の時は立て看板の横に寿都アンテナショップという文字がきちんと入っておりましたけれども、今は、寿都という字が小さく入っているだけです。

しかし、寿都町は、今年度当初予算で２名の地域おこし協力隊員をアンテナショップに配置することを予算を組んでいます。

本来地域おこし協力隊の業務は、受入れ自治体に居住して地域ブランドや地場産品の開発・販売・ピーアールなどの地域おこしの支援や、農林水産業への従事や住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図ることであり、その趣旨から外れています。アンテナショップから撤退しても魚一心をはじめとしたニセコの飲食店やホテルなどに寿都の海産物を提供する道はあります。行政としては、そちらに力を尽くすべきではないでしょうか。

●町　長

寿都アンテナショップにつきましては、新たな地域にアンテナショップを展開し、本町の魅力を発信するとともに、水産物のブランド力の向上に努め、本町経済の好循環を図ることを目的として、平成29年度にオープンいたしましたが、人員体制や仕入れ原価率、提供メニューなど抜本的な経営戦略の立て直しを行わなければ経営状態の好転は見込めないことから、専門性の高い民間企業のノウハウを導入し、経営の安定と改善を図るため、運営を株式会社寿都振興公社から、道内で魚料理を基本とした和食レストラン等を展開する札幌市の株式会社東和システムに変更し、寿司カウンターの新設及び別棟の鮮魚店販売コーナーをレストランの一角に移転する改装等を行い、６月11日に「アンテナショップ寿都魚一心」として、リニューアルオープンいたしました。

本町と株式会社東和システムは、相互に密接な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと産業振興を図ることを目的として包括連携協定を締結しており、食産業の振興、地産外商、人材育成及び教育、情報発信や広報活動等、

連携し協力することとしており、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する煽りを受け、積極的にピーアールして集客することができない状況でありますが、今後、状況を見ながらパンフレットや広報媒体等を活用し、寿都のアンテナショップとして、本町の魅力を発信する拠点施設である旨の周知展開を図り、印象度を高めてまいります。

また、地域おこし協力隊におきましても、このアンテナショップは、本町の特産品である海産物の販売及び提供、販路拡大を図る施設であり、地域ブランド確立のため、隊員が担う地域協力活動は、地域の実情に応じ自治体が自主的な判断で決定できるなど、多様性が考慮されていることから、制度の趣旨から外れていないものと認識しております。

質問の「アンテナショップから撤退し、ニセコの飲食店やホテルなどに寿都の海産物を提供することに力を注ぐべき」とありますが、アンテナショップにおいて、本町の水産食材を使用し、地域住民の外食需要に応える海鮮定食やニセコ周辺の観光客が楽しめる握り寿司メニューも充実させ、本町の観光・物産の魅力をピーアールし、集客と販路拡大、交流人口の拡充を図っていく重要な拠点施設と位置付けており、周辺のホテルや飲食店への海産物の提供につきましても、アンテナショップがその重要な役割を担うものとして、事業推進してまいりたいと考えております。

■再質問

アンテナショップについてですけれども、この問題については、昨年、議員全員協議会で議論されてきました。当初は土地、建物の無償貸付や大規模改修などは寿都町が行うということになっていましたが、最終的には、東和システムが月12万円の賃貸料を支払う、また、寿司コーナーの改装工事は町が2千100万円、東和システムが1千300万円と分担し合うことになりました。このことによって、施設を有償貸付とするので、議会での議決は今後必要ないということになりました。

地域おこし協力隊ですけれども、町長は十分趣旨に沿っているというふうに言われておりますが、神楽の時にも、ニセコに住んでニセコで活動するので、その制度を使ってもいいのだろうかという疑問を持っておりました。今回は、魚一心のために2名を配置するのですから、協力隊の制度を使うのは許されるのかなという思いがしております。協力隊については寿都町は3月の予算特別委員会の中で伺いましたら、今までに11名受け入れておりますが、その中で、定着したのは2名であると伺いました。18パーセントの定着率です。全国的には6割、北海道では7割の定着しているというそういう数字が出ております。寿都町の受け入れ態勢についても、ちょっとどうなのかなという思いはしております。

東和システムという体力も経営のノウハウも持っている企業が経営を引き継いでくれました。寿都町としては、いさぎよくアンテナショップから撤退し、町内の事業に力を集中するべきだと思いますが、再度伺います。

●町　長

アンテナショップの関係につきましては、当初振興公社、私が社長で、それなりの意気込みでチャレンジしましたけども、意気込みだけではこの経営というのは厳しいということを身をもって感じた中でですね、やはり餅は餅屋として我々が当初望んだ流通の関係、また、寿都の食をどう提供していくか、そういった意味では、今回、東和システムと連携ができたということは、当初の私が描いた形にちょっと遠回りになりましたけど、結果としていい形になれたのかなということで、私自身は安堵しているところであります。そういった中で、今、札幌の東和システムのまた別の会社ではスーパーも持っております。そこで、寿都の魚がどんどんこれからは並んでいきます。また、和食のレストランでも、寿都の食材が札幌の方でもどんどん提供できる。今まで以上に相当の効果が、今回の連携でできるということで期待をしてるところでもあります。

地域おこし隊の関係についてはですね、確かに、幸坂議員が言われるように定着率がなかなか厳しいというのは、やはりちょっと我々の、その地域おこし隊との関係がもうちょっと考えないとならないのかなというふうに思っておりまして、より地域で将来的にも生活ができるようなそういった関係をもっともっと工夫をしながら、地域おこし隊が魅力を感じれるようなそういったお付き合いをしていきたい。

また、ニセコの今のアンテナショップでの東和システムとの話の中で協定の中では、そこで人材育成もする先程もお話しましたけども、特に和食の中での人材育成で将来的にそこで腕を上げて寿都に帰ってくる、そういうことも想定をして東和システムとの協議をしておりますので、若干、時間がかかりますけど、そういった流れとまた販売戦術の方でも、多くの寿都の魚がニセコ界隈に、また、流通として流れていく、そういう面で、その地域おこし隊が活用されるということで、決してニセコだから寿都のためにならないということではないことを御理解願いたいなというふうに思います。

幸坂　順子　議員

医療・教育
新型コロナウイルスによる緊急事態宣言解除後の取り組みについて

■質　問

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言解除後の取り組みについて町長と教育長に質問いたします。

まず、医療体制についてです。

緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式のもと社会活動が再開されております。しかし、第2波、第3波に備え、医療と検査体制を強化することが重要です。寿都の場合は、症状が出てから検査を受けに倶知安まで行かなければなりません。それは大変なことです。現実的ではありません。PCR検査を寿都の診療所でも行う必要があると思います。

また、秋になるとインフルエンザの患者も出てきます。コロナウイルスと症状が似ているので医療従事者の安全を確保するためには、マスク、フェースシールド、医療用ガウンなどの防護具を備える必要があると思います。その備えは、万全なのでしょうか。

国は、2次補正で、コロナに対応する医療機関には財政支援を予算を組みました。しかし、直接コロナに対応していない病院・診療所でも受診抑制などにより減収が大きくなっていると報道されています。寿都診療所の状況はどうなっているのでしょうか。

地域の通常の医療を担う病院・診療所への減収補償、医療従事者への危険手当支給をはじめ処遇の改善、マスクなどの医療用防護具や医療用材料を国の責任で確保することを求めていくべきではないでしょうか。

2つ目は教育です。

3か月に及ぶ長期休校で、子どもたちはかつてないような不安やストレスをため込んでいるといわれています。

休み中、学校から課題が出されていたようですが、できた子もあり、できなかった子もあるのではないでしょうか。子どもの学びに格差がひろがっていますます。いつにも増して、一人ひとりの子どもの状況に合わせて、丁寧に教えることが必要となっています。

遅れている分を取り戻すために土曜日も授業を行う。夏休み、学校行事を削るということがいわれておりますが、教科書を全て駆け足で消化するやり方では子どもをさらにストレスにさらすことになりかねません。どのような方針で臨まれるのか伺います。

学校現場では、感染症対策として、消毒や健康チェックなど今までにない多くの業務が生じています。次の感染拡大に備え、授業のオンライン化も求められます。今でも長時間労働で働いている教員の負担がますます増えることになります。教職員やスタッフを増やす必要があるのではないでしょうか。

以上お聞きいたします。

●町　長

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言解除後の取り組みについての医療体制の質問でありますが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国で初めて確認され、その後、世界的な感染拡大となり6月15日現在、世界200以上の国、地域で790万人以上が感染、死亡者数は43万3千人以上と報告されております。

国内では、6月15日現在、感染者数は1万7千529人、死亡者数は927人となっております。北海道でも、1月末に中国からの観光客の感染で初めて確認され、6月15日現在、1千176人の感染が確認、死亡者数は91人となっておりますが、本町からの発生者は確認されておりません。

1つ目のPCR検査を診療所でも行う必要があるのではとの質問についてでありますが、現在、診療所では、37度以上の発熱があり、新型コロナウイルス感染症に感染していると疑われるときは、事前に電話連絡して、診療所を受診していただくようお願いしておりますが、直接来院した場合も含めて、一般患者との接触を避けるため、有熱室へ隔離して医師が診察し、PCR検査が必要と判断した場合、保健所に連絡した上で、保健所が必要と判断した場合のみ、行政検査として保健所職員が診療所に来所し立ち合いのもと、医師が検体を採取、検査が行われます。採取した検体は、保健所が持ち帰り検査を行い、2日間程度で判明する体制となっており、患者が直接倶知安町まで行かなくても検査できる体制となっておりますので、今後も検査が必要な場合は、引き続き、現状の体制により対応してまいります。

ただし、診療所内でPCR検査を積極的に実施することにつきましては、感染防止対策の観点から一般患者と完全に区分した対応が必要となり、検体採取専用の施設・検査機器等の整備や、医師・看護師・検査技師等医療スタッフ体制の確保、さらには業務に従事する医療スタッフの精神的負担等のケアも含めて大きな課題となります。

また、万が一、診療所において院内感染が発生すれば、一般患者の受診や救急体制にも大きな影響を与えることが予想されることから、実施は極めて厳しいと判断しておりますので、御理解をお願いいたします。

2つ目の医療従事者の安全を確保するための、防護具の備え付けについての質問でありますが、現在診療所では、各方面からの支援により、当面の医療用マスクは充足されております。

また、フェースシールドにつきましては、今現在、入荷に苦労しているため、他の医療機関でも実施している手作りでのフェースシールドを使用している状況です。医療用ガウンにつきましても入荷が依然厳しい状況が続いておりますが、備蓄品により厚生労働省のガイドラインに沿った感染防止対策は引き続き可能な状況となっております。

3つ目の受診抑制などによる寿都診療所の減収の状況についての質問でありますが、今年はインフルエンザの流行が少なく、その影響も考慮する必要がありますが、新型コロナウイルス

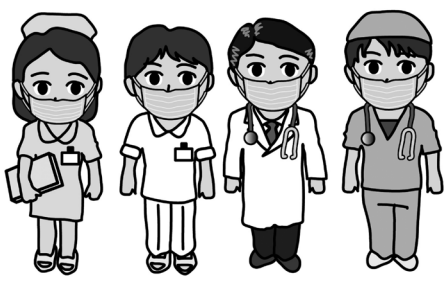

感染症が蔓延した2月から5月までの4か月間の対前年比較で、外来患者数では、マイナス12.1パーセント、722名の減少があり、収入比較ではマイナス9.5パーセント、約450万円の減収となりました。

4つ目の医療機関への減収補償、医療従事者への処遇改善、防護具等の国の責任による確保についての質問でありますが、国の2次補正予算では、減収が見込まれる医療機関への財政支援策や医療従事者等に対する慰労金等の支給、医療用マスク・ガウン・フェイスシールド及び手袋等の防護具や検体採取キット等の物資を確保し、医療機関等への優先配布が盛り込まれておりますが、第2波、第3波の感染も予想されていることから、とにかくスピーディーに必要な物資や予算が医療現場に届くよう、引き続き、関係機関を通じて国へ要望してまいりたいと考えております。以上であります。

●教育長

教育についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、先ほど町長の答弁でも触れてございましたけれども、世界的にも、今まで経験のないウイルスが猛威を振るい、教育関係にも大きな影響を与えております。

学校においても、2月27日から学年末までの臨時休業を余儀なくされ、子どもたちも学習の遅れの不安や長期にわたる休業からストレスを抱えるといったことが懸念され、休業中の3月から月曜日と木曜日の週2回の自由登校日を設定し、子どもたちが先生と直接対話することによる不安感の解消や、家庭学習の状況や学習方法について指導を受け、学習の遅れへの対応やストレスの解消を図ったところであります。

新学期が始まり、学校では、学年末までに終えることができなかった学習や新学期からの学習について、並行し取り組んだところでありましたが、4月18日、国の緊急事態宣言が発せられ、4月20日から再び臨時休業を余儀なくされたところであります。

学校では、子どもの学習の習慣化を図るためプリント等の課題による家庭学習、そして感染予防に配慮しながら家庭訪問を実施し、子どもの学習状況や健康状態を確認してまいりました。

その後、6月からの学校再開に向けた分散登校を5月18日から実施し、子どもたちの生活リズムを取り戻す、さらに、幸坂議員の御指摘にありますように、家庭学習だけでは学習の定着は図れないことから、個々の学習の定着状況を確認するなど、子ども一人ひとりの状況に合わせた指導ができるよう把握に努め対応することとしているところであります。

また、その遅れを取り戻すために土曜授業を行う、長期休業を削る、学校行事を削るといったことについては、教育委員会としても極力避けるべきと考え、学校と調整し、土曜授業については新たな授業日の設定はしない、その上で行事の精選、管内の研究大会等の縮小、中止あるいは児童会活動を放課後に振替えるなどの工夫により、授業時数が確保されることから長期休業については、必要最小限の短縮に努め、学習指導要領に示される授業時数の確保をすることとしているところであります。

特に学校行事については、子どもたちにとって学校生活の思い出の1ページとなることから、可能な限り実施を前提としますが、「密閉・密集・密接」といった3密を回避し、感染予防に努めなければならないといったことから、縮小あるいは中止せざる得ないものもありますので御理解願います。

いずれにしても、学年末までには授業時数の確保を図りながら子どもたちの「学びの保障」に向け努力してまいります。

次に、学校現場での感染予防対応としての消毒・健康チェックについてでありますが、机・椅子、そして、ドアノブ、手摺といった、子どもたちがよく手を触れる場所を重点に消毒をお願いしているところであります。

教育委員会としても教職員の負担が増すことについては認識しておりますけれども、この度の新型コロナウイルス感染症は、今までに例のない緊急事態であります。子どもの健康・いのちを守るということで、教職員一丸となって取り組んでいただけるよう、引き続き協力をお願いしてまいります。

また、授業のオンライン化については、御承知のとおり、本町では令和２年度当初から、学校内ワイファイ環境の整備、児童生徒用のタブレットの購入などＩＣＴ化に向けての環境整備に取り組んでいるところであります。

さらに、この度のような緊急事態に対応できるよう家庭と学校が双方向でやり取りを可能とするため、ウエブカメラの導入やワイファイ環境のない家庭へのモバイルルーターの貸出によって家庭と学校の通信体制の構築を図るとともに、オンライン化に伴う教職員の負担については、研修の機会を設けるなど軽減に努めてまいります。以上でございます。

●再質問

医療体制についてですけれど、現在、保健所から寿都診療所に出向いてＰＣＲ検査が行われているということで、一つ安心いたしました。医療の問題、減収の問題ですけれども、これはほんとに地域の医療を守っていくという上でも大変な問題だと思います。いろんな医療団体から減収補填の要求が出されておりますので、３次補正を求める中で、ぜひこれも減収を補填していくよう求めていっていただきたいと思います。

次に、教育の問題ですけれども、60代の小学校の教諭の記事が、言葉が新聞に載っておりました。教科書を終わらせなくてはならず教えていない箇所を予習するように休校中に課題を出し、学校再開後は答え合わせのような授業が続くと、勉強の遅れている子には猛烈に早い授業だろうと思う。そういう言葉を寄せておりました。教育長も言われていたように、今、学習内容の精選が必要だと思います。その学年での核となる学習事項を見定めて深く教える、それ以外は、すべて教えるんじゃなくて教科書横断で学んだり、年次以降効率的な学びをしていくという方法です。衆議院予算委員会でも安倍首相も最終学年以外の子どもは、2、3年間で無理なく学習を取り戻せるよう特例を設けるといっております。

そのためには、教員やスタッフの大幅増員が必要となってくると思います。日本教育学会の提言によりますと、小学校では３人、中学校３人、高校２人の教員増が必要、さらにＩＣＴ支援、学習指導員を小中学校に４人、高校に２人必要というふうに提言しております。大規模校、小規模校いろいろありますので、この数字どおりにはいかないと思いますけれども、やはり、今までの先生たちの仕事量の多さから見ても、学校の教員やスタッフの増員がぜひ必要とされると思います。そういう意味で、現場からの声を上げていくということを教育委員会には求めたいと思います。そのことで、はい、再度お願いいたします。

●町　長

医療体制の関係、確かに減収、本当に患者さんが来なくなったとのことでこの点については、寿都診療所のみならずどこの自治体でも起きていることでありますので声を大に国の方に要請していきたいというふうに考えております。以上です。

●教育長

ただいま、幸坂議員の方から質問ございました教科書を終えるというようなことのお話がございましたけれども、先程も申し上げましたように本町では学習指導要領に示す標準時数を工夫の中で確保ができるということでございます。その中でも学習指導についてはメリハリをつけながら効率の良い指導をしていくいうようなことで取り進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、スタッフの増員等につきましても、御指摘のとおりだと思いますけれども、本町の場合、小学校には学習支援員３名ずつ配置してございます。そのようなことも活用しながら、なんとか現場の方で対応していきたいなというふうに思っております。また、今回のコロナの関係につきまして、国の方でも教職員の増員の関係も出ておりますけれども、まだまだ、人的な部分は不足しております。その辺につきましては改めて、道教委等通じ、要望してまいりたいと考えております。以上です。

９月に定例議会が開かれます

傍聴の際は、
新型コロナウイルス感染対策のため、
手指消毒とマスク着用にご協力を
お願いします。

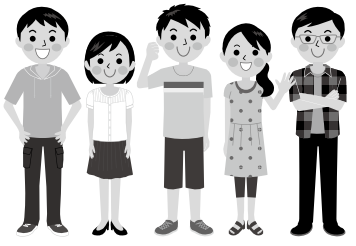

日程等、詳しいことは
議会事務局へ
お問い合わせください。
(TEL 62-2511)

令和2年 第1回臨時会

令和2年第1回臨時会は4月28日に招集され、会期を1日と定め、専決処分1件、条例の改正2件、単行議案1件、補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

《補正予算》

◆専決処分の承認を求めることについて

（寿都町一般会計補正予算「第1号」）……原案可決

予算総額に1千970万2千円を追加し、総額を52億170万2千円とするものです。

●補正の主なもの

・商工費（緊急経済対策支援事業委託料）

1千563万2千円増

・土木費（総合体育館屋根復旧工事請負費）

407万円増

《条例の改正》

◆寿都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正……原案可決

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金の支給ができるよう改正されたことから、町の行う事務の規定に申請受付が可能となるように改正するものです。

◆寿都町国民健康保険条例の一部改正……原案可決

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状が現れて労務に服することができなくなった被用者等に対し、傷病手当金の支給ができるように条例の一部を改正するものです。

《単行議案》

◆寿都町葬斎場建設工事請負契約……原案可決

令和2年4月24日仮契約に付した、寿都町葬斎場建設工事請負契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

2億5千300万円

・契約の相手方

佐竹・千葉・川内経常建設共同企業体

代表者

岩内郡岩内町字清住7番地7

佐竹建設株式会社

代表取締役社長　佐竹英敏

令和2年 第2回臨時会

令和2年第2回臨時会は5月21日に招集され、会期を1日と定め、条例の改正3件、単行議案1件、補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

《補正予算》

◆寿都町一般会計補正予算（第2号）……原案可決

予算総額に4億2千790万1千円を追加し、総額を56億2千960万3千円とするものです。

●補正の主なもの

・民生費（特別定額給付金ほか）

2億9千790万1千円増

・教育費（中学校大規模改修工事請負費）

1億3千万円増

《条例の改正》

◆固定資産評価審査委員条例の一部を改正する条例……原案可決

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が施行されたことに伴い、条項にずれが生じたことから条例の一部を改正するものです。

◆寿都町税条例等の一部を改正する条例……原案可決

地方税法等の改正に伴い、未婚のひとり親に対する住民税の税制上の措置及び所有者が不明な土地等に対するみなし課税が行えるようにするなど町税条例の一部を改正するものです。

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……原案可決

（賛成7：反対1）

地方税法施行令の改正に伴う課税限度額及び軽減判定基準額等の所要の改正と国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率改正を行うものです。

《単行議案》

◆町立学校電子黒板等の取得……原案可決

令和2年5月18日仮契約に付した、町立学校電子黒板等を取得する契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

1千41万7千円

・契約の相手方

寿都郡寿都町字六条町137番地1

有限会社コミュニティーサービス

代表取締役　長　宗樹

《補正予算》

◆寿都町一般会計補正予算（第3号）……原案可決

予算総額に4千720万円を追加し、総額を56億7千680万3千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（プレミアム商品券発行事業ほか）

4千720万円増

新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策として
プレミアム率40%の
商品券発行事業への補助金

新型コロナウイルス感染症
予防対策用資機材の購入費

議　会　日　誌

令和２年４月28日以降

４月

28日　令和２年第１回臨時会・全員協議会

総務常任委員会（木村眞男委員長・幸坂副委員長・沢村委員・友山委員・石澤委員・越前谷議員・小西議長）

５月

12日　寿都町葬斎場建設工事安全祈願祭（小西議長・石澤副議長）

15日　国保運営協議会（小西議長）

21日　令和２年第２回臨時会・全員協議会

総務常任委員会（木村眞男委員長・幸坂副委員長・沢村委員・友山委員・石澤委員・越前谷議員）

27日　例月出納検査（木村親志監査委員）

６月

12日　議会運営委員会　（沢村委員長、友山委員、越前谷委員、石澤委員、小西議長）

18日　令和２年第２回定例会・全員協議会

19日　寿都町エネルギー勉強会（小西議長ほか、議員多数）

23日　例月出納検査（木村親志監査委員）

29日　岩内・寿都地方消防組合議会　臨時会（岩内町・石澤副議長）

７月

9日　教育三者歓迎会（小西議長）

15日　寿都神社例大祭本祭（石澤副議長）

６月１９日エネルギー政策勉強会出席

６月１８日農業振興ハウスにてバジル生育状況を視察